

令和4年関川村議会4月（第5回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和4年4月28日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 令和3年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第14号））
- 第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））
- 第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号））
- 第 7 議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第43号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第44号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第45号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第46号 南中橋橋梁補修工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 令和3年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第14号））
- 第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））
- 第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号））
- 第 7 議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第43号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第44号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

第10 議案第45号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第1号）

第11 議案第46号 南中橋橋梁補修工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
副	村	長	角	幸	治	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	野	本	誠	君				
住	民	税	務	課	長	荒	木	好	子	君	
健	康	福	祉	課	長	渡	邊	浩	一	君	
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君			
建	設	課	長	河	内	信	幸	君			
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君			
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君
診	療	所	事	務	長	須	貝	博	子	君	
地	域	政	策	課	長	大	島	祐	治	君	

○事務局職員出席者

議	会	事	務	局	長	熊	谷	吉	則			
議	会	事	務	局	副	主	幹	小	池	由	美	子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和4年関川村議会4月（第5回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、平田 広さん、9番、伝 信男さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、報告第2号 令和3年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、報告第2号、令和3年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

まず初めに報告ですが、国に計画提案をしておりました脱炭素先行地域につきましては同評価委員会による評価の結果、残念ながら今回は選定が見送られました。

委員会の意見としましては、取組内容については評価するものの、需要家との合意形成、マイクログリッド、系統協議、地域新電力等、検討調整する部分が多くあることから、このことにつ

いて早期に具体的な検討を進めることを期待するというご意見でございました。村としましては、脱炭素先行地域の次期指定に向けて所要の調整を図ってまいりたいと考えております。

次にウィズコロナ、アフターコロナに向けた対応についてでございますが、新型コロナウイルスの感染はなかなか終息しない状況であります。ワクチン接種につきましても相当数進んでまいりました。

こうした中、県内の感染者の状況、先ほど4月27日、昨日現在の県のデータを見てきましたけれども、感染療養中が県内で3,895人です。そのうち96.3%の3,751人は自宅療養中であります。

入院患者は114人おりますが、そのほとんどが軽症でありまして重症者はゼロであります。こういう状況を踏まえますと、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて各種事業や行事もできるだけ進めていく時期に来ていると考えております。

大したもん蛇まつりにつきましても、今後の感染状況次第ではありますが、しっかりとした対策を講じた上で3年ぶりの開催に向けて検討を進めてまいります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、最初にお諮りいたします報告第2号でございますが、令和3年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額についてであります。

令和3年度予算のうち、令和4年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法に基づいて報告するものであります。詳細について、総務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。ここでは金額の単位、円で表示されております。いずれの項目も3月議会の補正予算にて議決をいただいたもので、その際に説明させていただいたものでございます。

なお、その後3月31日の専決補正の中で少し補正させていただいた部分がございますので、ご説明させていただきます。

3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費でございます。

事務費を7万9,000円プラスいたしまして金額を1,009万円とさせていただいてございます。

それから6款商工労働費の道の駅周辺整備事業費、7款の土木費、道路橋りょう維持費、いずれも金額は補正ございませんが、財源の内訳を修正させていただいてございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第14号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告について（令和3年度関川村一般会計補正予算（第14号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第3号は専決処分の報告についてであります。

令和3年度関川村一般会計補正予算（第14号）を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第14号の一般会計補正予算でございます。

令和4年3月31日で専決させていただいたものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正ということで5,000万円を追加いたしまして、予算総額56億5,090万円とするというものです。第2条では繰越明許費の補正でございます。

初めに7ページをお願いいたします。

先ほどのご報告で説明させていただきました繰越明許費の補正でございます。一番上の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は7万9,000円プラスさせていただいております。

それから6款と7款につきましては財源調整のために特定財源の修正をさせていただいております。括弧書きが補正前の金額でございます。

それから8ページ、歳入でございます。決算を迎えるに当たりまして、最後の補正ということで事業費の確定、または実績に基づいて補正してございます。

主なものといたしまして1款村税、1項村民税でございますが、個人と法人合わせまして減額補正でございます。マイナスの130万8,000円です。

それから、次11ページお願いいたします。

11ページは、9款の地方特例交付金の第2項ということで新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金でございます。補正前の額がゼロということで新たに設けられた項目でございます。

これは、コロナに起因いたしまして中小事業者が所有する償却資産、事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置がございました。それによって、軽減された分を国が補填するという事で特別交付金として457万8,000円が収入あったものでございます。

続いて、19ページお願いいたします。

19ページから歳出でございます。ほとんどが減額の補正でございますが、積立金3つほどございますが、プラスということで増額補正させていただいております。

まず、2款総務費でございますが、むらづくり総合対策基金ということで1億円の積立てでございます。

それから、20ページで3款の民生費であります、社会福祉総合対策基金ということで8,000万円の積立てでございます。

それから、24ページでございますけれども、5款農林水産業費、林業費ということで森林環境譲与税の関係です。120万円を追加で補正したということでございます。

説明は以上とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第5、報告第4号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第4号、専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号の専決処分の報告につきましては、令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細については健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） それでは、報告第4号、令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,630万円を減額し、総額をそれぞれ6億3,179万円とするものです。

205ページをご覧ください。

歳入3款1項、国庫補助金です。

2目、発熱外来診療体制確保支援国庫補助金は診療所における発熱患者などの受入れ体制整備

に対する補助金で、新たに60万円を計上するものです。

4目、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援国庫補助金は診療所における消毒用エタノールなどの購入補助金で新たに10万円を計上するものです。なお、いずれも次の206ページ歳出の6款2項繰出金で診療所特別会計へ繰り出すこととしております。

続いて、歳出2款1項療養諸費でございますが、実績に基づいて2,700万円減といたしました。それに合わせ、歳入4款1項県補助金も同額を減とさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第5号、専決処分の報告について（令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第5号の専決処分の報告につきましては、令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては健康福祉課参事に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） それでは、報告第5号、関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,740万円とするものです。

歳出からご説明いたします。306ページをご覧ください。

1款1項1目、診療所管理基金管理費積立金410万円を積み立てるものです。

続きまして歳入です。304ページをご覧ください。

4款2項1目、事業勘定繰入金70万円の増額です。

国保会計からの繰入れとなります。元は国庫補助金であります。

7款1項1目、受託事業収入です。村からの委託料について新型コロナワクチン接種人数を3月末まで見込み増額するものです。

8款1項1目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）です。

県からの支援金について、新型コロナワクチン接種の実施人数を3月末まで見込み増額するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第7、議案第42号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第42号、関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第42号は関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは地方税法等の一部を改正する法律などにより、村の条例を改正するものでございます。

詳細については住民税務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 議案第42号、関川村税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律などにより、村の条例を改正するものでございます。

また、併せて課税時の事務処理の改善を図るための改正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

第1条による改正は令和4年4月1日から適用するものです。

次のページをお開きください。

第55条につきましては固定資産税の課税時の事務処理の改善を図るために改正を行うものでございます。

これまでは定められた納期限を過ぎた場合に納付書を送ることができませんでしたが、改めて納期限を定めて納付書を送ることができるように改正をするものです。

その他の改正につきましては、法律改正に合わせて規定の整備や項ずれ等の反映を行う改正で

ございます。

5ページをご覧ください。

第2条による改正は令和5年1月1日から施行するものでございます。

第25条の3の2及び第25条の3の3につきましては、法律改正に伴い給与所得者または公的年金等受給者が退職手当に係る所得を有する一定の配偶者を有する場合に扶養親族等申告書に配偶者の氏名を記載するという改正でございます。

7ページをご覧ください。

附則第6条の3の2につきましては、国の改正に合わせて住宅ローン控除について令和7年度まで4年間延長されることによる改正でございます。あわせて、引用条項の削除に伴う規定の整備等行うものでございます。

8ページをご覧ください。

第3条による改正は令和6年1月1日から施行するものでございます。

法律改正に合わせて個人住民税において特定配当等に係る所得の課税方式を所得税と一致させる改正のほか、症例委任規定の追加及び項ずれの反映を行う改正でございます。

17ページをご覧ください。

第4条による改正は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日から適用されるもので法律改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

内容につきましては、例えばDV被害など、住所が明らかにされることにより生命や身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合に一定の措置を講じた証明書、例えば住所に代わる事項を記載したものや、住所の削除などがございますが、そういった証明書の交付であっても手数料が変わらないことを明確化するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第43号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第43号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第43号は関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少したこと等による国民健康保険税の軽減措置を令和4年度においても行うものでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第44号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第44号、関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第44号は関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、先ほど議案第43号と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る保険料の軽減措置を令和4年度においても行うものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第45号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第45号、令和4年度関川村一般会計補正予算（第1号）を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第45号は令和4年度関川村一般会計補正予算（第1号）でございます。

これは住民訴訟に関する弁護士費用など、当初予算の編成において必要となりました経費を補正するものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第1号の一般会計補正予算でございます。

200万円を追加いたしまして予算総額46億8,500万円とするというものです。

8ページをお開き願います。

歳出です。2款総務費1項総務管理費訴訟対応弁護士委託料140万8,000円。これは、むつみ荘の利用許可停止処分取消し等請求事件がございましたが、その判決が確定したことによりまして、弁護士費用の精算金ということでお支払いするものでございます。

それから、4款衛生費1項保健衛生費でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種の関係でありまして、12歳から17歳の3回目接種の対応分ということで40万円であります。

それから、9ページ目ですけれども、9款教育費3項中学校費です。

修学旅行がコロナの影響で旅行先を変更してございます。それによって企画料の保護者負担が発生するというのでその分を村が負担、支援するというので19万2,000円の補正でございます。

続いて7ページお願いいたします。

このたびの補正の財源といたしましては国の補助金19万2,000円と40万円。

それから、訴訟費用に関しましては繰越金の額がまだ確定しないために財政調整基金を繰り入れて補正予算を組んでございます。140万8,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

9ページ、今ほど説明ありました修学旅行企画料負担金の詳細についてお尋ねをします。

1人当たり幾らという企画料の取り方なんですか。それとも総額に対して何%という感じなのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） ただいまのご質問に際しましてお答えします。

1人当たり7,515円、その人数25人分を予定しております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

8ページの訴訟対応弁護士委託料なんですけど、これ勝訴されたということで、本来であれば相手方にこれは請求されるようなものではないかと思うんですが、これはどういった対応をされるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

裁判所に対しまして訴訟費用額の確定処分申立てという制度がございます。それにつきましては、弁護士費用は含まれないということでございます。

なお、そこで申立てできる金額といたしましては、弁護士が裁判に要した日当などでございまして、金額計算しますと7万6,000円程度でございます。これも参考までというか補足でございますけれども、村といたしましては、この申立てに関してまた事務がかかるということが1つと、それから申立てをしたとしても取立てができるかどうかというのがまた次の問題になりますので、このたびは申立てはしないという方針を決めてございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今の鈴木議員と大体同じなんですけれども、ちょっと金額的に理解できない部分があるんで中身をちょっともう一回説明お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今の鈴木議員のご質問で弁護士費用をその相手方に請求しないのかという趣旨だと思いますけれども、これは裁判所には申立てはできないということでございます。

それで申し立てることができるものもあるんですけども、それは金額にして7万6,000円程度ですというご説明でございました。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） もう一件なんですけれども、弁護士費用104万8,000円か、この基準はあるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） これは、今明確には弁護士の業界といたしまして、フリーというこ

とでそれぞれの弁護士さんで違うんでございますが、よく一般的に用いられているのは県の弁護士訴訟費用の一覧表がございまして、それを昔の一覧というふうに呼んでいるんですけども、そちらを用いているということで、このたびもそちらのほうを行政訴訟はよくそれを用いているということで、そちらのほうに基づいて金額を支払いたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

今ほどの鈴木議員、伝議員と同じところになります。

一般管理費の弁護士委託料、今総務課長のほうの説明で、裁判所に届け出られるのは7万6,000円相当で、それ以外は裁判所にかかわらず訴えなければならぬので取れる可能性がないのと、事務手続の煩雑さからやらないというふうに聞こえましたが、今後のことを考えますと、簡単に村を相手取って民事訴訟ができるんだと思われても困るんじゃないかなと思いますので、何らかの形でこれは残りの、残りじゃないな、140万円相当を回収するべく動きじゃないにしても、例えば少額訴訟で訴えられる範囲内の金額もあると思いますので、取れる取れないにかかわらず、そういったのである程度村として牽制をする意味も含めて、何らかの措置はやったほうがいいんじゃないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと私も古い話ですけども、裁判これまで個人的といいいますか、仕事で関わってきたことがあるんですが、弁護士との話の中ではほとんどが費用は請求をしないというのがもう一般的だと。

なぜかという、そのためにまた確定判決じゃないんでしょうけれども、しっかりとした金額の額を確定するための手続だとかとなってくるとその処理がかかる、交通費がかかる、時間もかかるということで基本的にやっていないということでございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、こういうことをすれば安易にやることは慎むべきために何か講ずべきかという気持ちは私もよく分かりますが、村としましては今後も何かあれば毅然とした対応で、場合によっては裁判も想定しているし、妥協することなく、ただし適正なことをしっかりしていくという姿勢も見せることによって抑制効果につなげていきたいと思っているところで。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどの訴訟関連の委託料の関連なのですが、先ほどの総務課長、精算金という説明でしたけれども、これはこの金額が総額なんでしょうか。それとも一部支払っており今回精算ということでの金額になるのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

着手金といたしまして70万4,000円、支払い済みでございます。よって、このたびの金額を合計いたしますと211万2,000円ということになります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 重複しますので取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第46号 南中橋橋梁補修工事請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第46号、南中橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号は南中橋橋梁補修工事請負契約の締結についてでございます。

既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約にするものでございます。

具体的な内容につきましては総務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、ご説明いたします。

施工場所は南中地内でございます。

契約方法は指名競争入札、契約金額は5,236万円、契約の相手方は株式会社丸弥組でございます。

なお、入札の状況をご説明いたします。4月26日に入札をいたしました。指名業者は村内3社、村外4社でございましたが、村外の1社が辞退しましたので合わせて6社での競争でございました。落札率は97.6%ということでした。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） この契約の工期を教えてくださいたいんですが、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 準備しておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） もう一点。

それでは、工期と通行止めの期間なども設定があるのかどうか教えてくださいたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 交通止めの期間等につきましては、今後本契約の後に請負業者のほうと協議をしながら進めていきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

今ほどの総務課長の説明で6社の入札だったということなんですが、最高入れ額を伺ってよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 一番高く入れた業者さんは4,880万円（税抜き）という金額でございました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 落札額税抜きで幾らになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 落札率は九十……、（「額、税抜きで幾らになりますか」の声あり）税抜きで97.6%でございます。金額は4,760万円です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号については委員会付託を

省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時41分 散 会